

政社発 1010 第 1 号
平成 25 年 10 月 10 日

各
都道府県知事
地方厚生（支）局長
殿

厚生労働省政策統括官（社会保障担当）



「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 4.2 版」の
策定について

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」は、平成 17 年 3 月 31 日「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について」（医政発第 0331009 号薬食発第 0331020 号保発第 0331005 号厚生労働省医政局長 厚生労働省医薬食品局長 厚生労働省保険局長連名通知）の別添として、個人情報保護に資する情報システムの運用管理、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）への適切な対応等について示したところである。

その後所要の改定を行い平成 22 年 2 月にガイドライン第 4.1 版が策定されているところであるが、今般、「診療録等の保存を行う場所について」（平成 14 年 3 月 29 日付け医政発第 0329003 号・保発第 0329001 号厚生労働省医政局長・保険局長連名通知）の一部改正がなされ、調剤済み処方箋および調剤録等の外部保存が認められたことから、これを踏まえた所要の改定を行い、別添のとおり「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 4.2 版」を策定したので、貴職におかれては、御了知の上、貴管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体等に周知方願いたい。

なお、このガイドライン等については厚生労働省ホームページへの掲載も予定しているので、念のため申し添える。